

公益財団法人 情報通信学会

理事会の議事及び運営に関する規則

(理事会運営規則)

(目的)

第1条 この規則は、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の定款第34条の規定に基づき、法令又は定款に定めるもののほか、学会の理事会の議事の方法に関する事項について定め、もって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成等)

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成し、学会の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、理事の職務の執行を監督する。

2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員以外の出席)

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。

(理事会の種類・開催)

第4条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

2 定例理事会は、原則として3月及び6月に開催する。

3 臨時理事会は、必要があると認めるときに開催する。

(招集権者)

第5条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長又は常務理事が招集する。

2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、会議の目的である事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前二項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第6条 理事会の招集通知は、会議の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、書面で発しなければならない。

2 前項の招集通知には、会議の日時、場所及び会議の主な目的である事項を記載するものとする。

3 会長又は前条第1項ただし書きの規定により理事会を招集する副会長若しくは常務理

事（以下この項において「会長等」という。）は、第1項の書面による招集通知の発出に代えて、理事及び監事の承諾を得て、電磁的方法により招集通知を発することができる。この場合において、会長等は、同項の書面による招集通知を発したものとみなす。

- 4 前三項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の経路を経ることなく開催することができる。

（欠席）

第7条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。

（議長）

第8条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、副会長又は常務理事がこれに当たる。

- 2 会議の目的である事項について議長である理事が特別の利害関係を有するときは、その事項の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

（出席状況の報告）

第9条 議長は、開会を宣告した後、議事に入る前に、理事及び監事の出席の状況を理事会に報告しなければならない。

- 2 前項の報告は、事務局の職員をして行わせることができる。

（決議の方法）

第10条 理事会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の裁決するところによる。

- 2 前項の場合においては、議長は、理事会の決議に、理事として議決に加わることができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（決議事項）

第11条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 評議員会の招集等に関する事項
- (2) 理事に関する事項
- (3) 組織及び人事に関する事項
- (4) 財産・財務に関する事項
- (5) 重要な業務執行に関する事項
- (6) その他法令及び定款に定める事項

- 2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、

理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に付議し、承認を得なければならない。

(報告)

第12条 会長、副会長及び常務理事は、自己の職務の執行の状況について、理事会に報告しなければならない。

- 2 第1項に掲げる事項のほか、会長、副会長及び常務理事は、学会の業務に関して重要と認められる事項及び法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。
- 3 競業取引又は学会との間で取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。
- 4 第1項の場合を除き、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

(議事録)

第13条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した会長及び監事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をしなければならない。

- 2 前項の議事録は、学会の主たる事務所に10年間、備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

第14条 議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

(常任理事会)

第15条 学会の業務を円滑に執行するため、会長、副会長及び常務理事によって構成する常任理事会を置く。

- 2 常任理事会は、次に掲げる事項を任務とし、会長が主宰する。
 - (1) 学会の将来に向けた長期的な構想及びその実現のための戦略の策定
 - (2) 理事会及び評議員会に提出する議案及び報告に関する審議
 - (3) 学会の業務の執行における各委員会の間の連携及び調整
 - (4) その他、学会の業務を円滑に執行するために理事会決議により常任理事会の任務とされた事項
- 3 会長は、常任理事会を開催したときは、その状況について直近の理事会に報告しなければならない。
- 4 監事は、常任理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 5 本条に定めるもののほか、常任理事会の運営に必要な事項は、常任理事会において定める。

(委任)

第16条 この規則の実施に関して必要な事項は、会長が理事会の承認を受けて別に定める。

附 則

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施

行する。

附 則（平成25年2月26日第14回理事会決議）

この規則は、平成25年2月26日から施行する。

附 則（平成25年6月4日第18回理事会決議）

この規則は、平成25年6月4日から施行する。